

つくしだより

平成25年7月号

保護者制度廃止の次に

都連会長 野村忠良

去る6月13日の衆議院本会議で、精神保健福祉法改正案が可決成立し、来年4月から施行されることになりました。精神科医療における保護者制度の規定がすべてなくなりそうです。

ただし、強制入院の一つである医療保護入院を決めるときに、一人の精神保健指定医の決定とともに三親等内の家族や後見人の誰か一人からの同意を必要とするという規定は残りしました。家族が誰も関わらない場合は、市町村長が決めます。家族が同意する場合は、保護者としてではないので、家庭裁判所で認定してもらう必要はありません。

この改正では、民法にある経済的扶養義務者の制度までなくなったわけではありませんので、家族の扶養義務は今後も続きます。

しかし、この改正により、病院は義務として医療保護入院になると同時に入院者と一緒に退院後の生活の計画を考え支援する専門家を雇わなければならなくなりましたので、これまでのように家族が退院者を引き取り退院後の生活全ての心配をしなけれ

ばならない状況はなくなります。入院してから当事者かその家族が求めれば、病院外の地域の相談支援事業所の職員などに病院に来てもらって、退院後の生活の準備に向けて支援を受けることもできるようになりました。

また、病識がないなどで自宅で治療拒否をしている当事者を、保護者として医療につなげる家族の義務もなくなります。新たに、精神障害者の居宅等における保健医療サービス及び福祉サービスの提供に関する事項を、厚生労働大臣は指針として定めなければならなくなりました。

また、精神保健福祉法にある移送制度という規定でも保護者は廃止されます。治療を拒否する当事者を都道府県知事が精神保健指定医の診察と家族の誰か一人か後見人の同意を得て病院に強制的に移送し入院させることができることとなります。すべての家族や後見人が入院についての判断に関わらなければ、市町村長が判断をします。



これらの改正によって、家族の重荷は法的にはかなり軽くなります。しかし、家族が保護者でなくなった後は、

誰が当事者の権利を守るかはこれからの課題です。厚生労働省では医療保護入院でなぜ家族の同意が必要かとの問いに、当事者の人権擁護のためと答えていましたが、家族の全てが当事者の人権を守ると考えるのは幻想で権利を侵害する家族もいます。

これまで日本においては保護を必要とする市民はすべて家族に責任があるとされ、いまようやくその限界に気がつき始めて、まずは精神障害者の医療についての過酷な責任を外そうとしているのではないかと思われれます。

精神障害者の家族に限らず、一般に家族がいかに脆弱で当てにできないかは、毎日のように報じられる悲惨な事件が明らかにしつつあります。行方不明の高齢の父母の安否を知らうともしない子ども、病気の母と幼児の餓死、障害がある成人姉妹の餓死など、本来なら、市町村長が責任を持って情報を把握し、権利擁護を図らなければならぬケースです。

自力では生きてゆけない人の権利と生活を、地域行政が責任をもって守り支援する体制を実現させるために、私たちも運動を続けてゆきましょう。

「障害者雇用促進法の改正案国会成立と
問題点」
副会長 川崎洋子

本改正案に関しては、平成22年に閣議決定された「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を踏まえて「障害者雇用促進法」の検討、また、「障害者権利条約」に
関し、労働・雇用分野において条約締結に向けて検討が行われてきました。身体、知的、
精神の障害者団体や労働側、雇用者側、学識
経験者等の様々な意見の中、改正案が成立し
たことは、大きな意義をもつものと考えます。
特に精神障害者が雇用義務の対象と位置づけ
られたことは、精神障害者の社会参加を促進
するものであり、評価できるものです。
しかしながら、課題も残され、次の3点に
絞って問題点を考えてみたいと思います。

1 法定雇用率の激変緩和措置について

平成25年4月から身体障害者、知的障害者
を対象とした法定雇用率が1・8%から2・
0%になったことを鑑み、精神障害者を対象
とする法定雇用率は平成30年、平成35年と段
階的に決められていく激変緩和措置がとられ
ました。今回の改正案は平成28年実施ですか
ら、本来ならば平成28年から精神障害者も法
定雇用率にカウントされるべきですが、雇用
側から反対があり、このような措置がとられ

ることになりました。

雇用側の反対理由としては、精神障害者の
雇用ノウハウがわからない、どんな仕事ので
きるかわからないという不安、心配でした。
確かにハローワークにおける精神障害者の雇
用は進んでいます。ただ、まだまだ事例が少な
いことを考え、雇用側の精神障害者への理解と
就労支援体制が必要です。5年をかけてしっ
かりした体制作りができることが必要です。

2 合理的配慮の提供義務

障害者に対して合理的配慮の提供が事業主
に義務づけられます。合理的配慮は個々の障
害者の事情と事業主側との相互の理解の中で
提供されるものです。身体障害者へはバリア
フリー、知的障害者へは仕事の単純化等工夫
はされていますが、精神障害者への合理的配
慮とはなんでしょうか。やはり人的支援です。
困ったらいつでもそばに寄りそうような支援
者が必要です。医療と保健、福祉の専門職に
よる多職種チームを地域につくり、本人、事
業主の困ったこと相談にいつでも対応してい
くことを強く要望していかなくてはなりません。

3 就労支援体制

精神障害者の雇用義務化に伴い、就労支援
体制の充実が必要です。精神障害者の就労支
援は地域ではないところが多く、精神障害者

の就労を困難にしています。特に精神障害者
の場合は、職場での支援と日常生活支援が必
要です。そのための人材の養成は欠かせませ
ん。本人、家族の望むところは、職場と地域
の就労支援が密な連携によるしくみで、精神
障害者の就労の継続、定着が実現すること
です。



評議員会が開催されました

都連理事 塚本 邦之

2013年度評議員会が、去る6月14日
(金)世田谷区立烏山区民会館で開催されま
した。

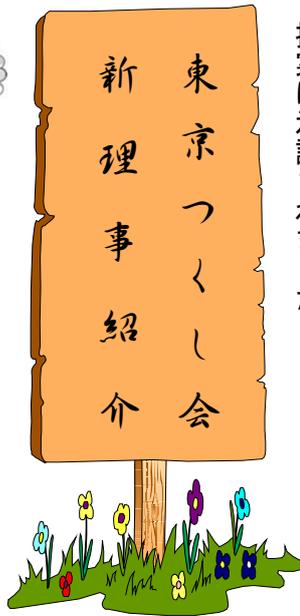
まず野村会長の挨拶に続いて、来賓3名
の方の挨拶がありました。そして国立市シユロ
の会植松氏が議長に推薦され、承認されまし
た。

評議員の出席は50名、委任状提出は12名で
定員数を満たしました。

前年度事業・活動報告の第1号議案、一般会
計・特別及び委託会計報告の第2号議案と続
き、監事三浦氏により監査では会計が適正で
あった旨が報告されました。そしてそれらの
議案は承認されました。

次いで、新年度の事業・活動案、予算案、
新役員案が発表されました。その中には都に

財政面での補助を求める点、関係団体との連携を強めて福祉活動を活性化する点が強調されました。また理事会を充実させるため理事3名の増員と共に、事務局の役割をさらに強化するなどが示されました。これらすべての提案は承認されました。



立川麦の会 眞壁博美

このたび、副会長になりました立川麦の会の眞壁博美です。立川麦の会は、今年創立二十五周年を迎えました。今、会員・役員と一緒に記念誌づくりと記念式典（一〇月六日）準備に追われています。

夫が、モンゴルとの民間交流団体の会長をしている関係で、六月一七日～二十四日まで、モンゴルの小学校の校長先生が我が家でホームステイしていました。片言の日本語と身振り手振りで何とか通じました。

今、私が最も力を入れていることは、「老前整理」です。母の遺品整理が大変だったので、自分が動けるうちに使わないものを処分

し、家の中をスッキリし、友だちをいつでも呼べるようにしたいと思っています。その第一弾として、立川麦の会会員の懇親会をわが家でやることにしました。七月十一日、昼の部（十二時～十五時）、夜の部（十七時～二十時）に分け、夜の部はアルコールありです。今から楽しみで、片付けもはかどるでしょう。



渋谷区・太陽の会 本田道子

理事をお引き受けしたものの、いささか困っております。なにしろ、先輩たちみなさまの見識の深いこと。ただただ驚いております。とてもとても、足元にも及びません。皆様のお荷物にならぬように、との思いでいっぱいできどきしています。

家族会デビューもまだ日も浅く、たくさんクエスチョンに戸惑い、怒り、疑問もいっぱいの日々。身体・知的とくらべ、なにゆえ精神の障がい者だけが特別視されてきてしまったのか、皆様とゆっくり、でも確実に歴史を創り変えて行きたいのです。身体・知的もすこしずつ世の中を変えてきたのです。いきなり今の世になったわけでは決していないのです。みんな考えて、行動もしてゆきましょう。頼もしい先輩たちに学びながら、今できることから、私らしくゆっくりと、と願っています。

す。つくし会の新米です。応援してください。よろしく願いいたします。



国立市・シュロの会 植松和光

家族の力を一つにして

この度、六月の評議員会で東京つくし会の理事をやらせていただくことになりました。

昭和四三年に東京に精神障害者家族会ができて今年で四五年になりますが、家族会が果たしてきた役割はとても大きなものがあります。例えば「精神分裂病」から「統合失調症」への病名変更、精神保健福祉手帳での都バス等の割引運賃等適用範囲の利用拡大、また、つい最近では、保護者制度の廃止です。これらは、多くの家族が声を大にして政府や関係機関に要望してきた成果です。

これからの活動は、私たちの願いである、家族が心身の負担をなくし安心して過ごせるような社会の仕組みづくりができたらいと思っています。そのためには、一人でも多くの家族が仲間に加わり、大きなつくし会にし、家族の力を一つにして私たちの要望実現に向けてがんばりましょう。私も、微力ながら皆さんと一緒に役目を果たしてまいりたいと思っています。ご指導ご鞭撻の程よろしくお願ひ申し上げます。

障害者差別解消法の今国会での成立を
求める東京アピール行動に参加

都連副会長 松沢 勝

平成25年第183通常国会は6月26日に150日の会期を終え閉会しました。閉会の1週間前の6月19日に私達が永年求めてきた障害者差別解消法が参院で全会一致で可決承認されました。これに到る直前のJDFと私共東京都連の執行部の動きをリポートします。

今国会で上程された「障害者差別解消法案」は、去る5月31日に衆議院で全会一致で通過し参議院（以下参院）へ送られましたが、都議選の公示が6月14日（投票6月23日）を控え、また、会期開けの参院選挙を睨んで、野党優勢の参院は法案の審議も、野党間の足並みが揃わず党利党略の材料とされていました。かかる情勢下でJDF地域フォーラムでは、今国会での本法案の最後の関門である参院での成立に、全国各地から集まった障害者団体の総力を挙げてアピール行動を急遽計画（6月5日実行：衆議院通過後5日目）しました。

私達東京都連も、急な招集ではありませんでしたが、野村会長以下2名の副会長が参加しました。街頭行進には約300名の方々が車いすを先頭に日比谷公園から国会まで約2時間にわたりアピールしました。

最終的には、上記の通り、6月19日会期ギリギリで法案は成立しました。

講演会のお知らせ

- ☆日程：7/24(水) 精神科の薬物療法 主催：稲穂会 Tel：042-331-0259
講師：多摩総合精神保健福祉センター医師 精神保健指定医 五十嵐 雅氏
- ☆日程：7/30(火) 依存症と法律問題 講師：弁護士 森野 嘉郎氏
主催：多摩総合精神保健福祉センター こころの電話相談 Tel：042-371-5560
- ☆日程：8/2(金) こころの健康に不安を抱える方への在宅ケア
講師：こころのホームクリニック世田谷 院長 高野 洋輔氏
主催：世田谷さくら会 Tel：03-3308-1679
- ☆日程：8/18(日) 統合失調症の最近の治療法と治療薬について
講師：国立精神・神経医療研究センター病院 精神科医師 大森 まゆ氏
主催：シュロの会 問合せ NPO 法人たまぶらねっと Tel：042-505-5441
- ☆日程：9/14(土) ここまで分かった・ここまで変わった 精神疾患の研究と治療・支援
講師：東京都医学総合研究所・心の健康プロジェクト 主任研究員 山崎 修道氏
主催：西多摩虹の会 Tel：090-1882-0306

※参加申込み、お問合せは、それぞれの主催者までお願いいたします。

鈴木 新治様 1口
武政 奈保子様 1口
ありがとうございます。 2、2、000円

☆賛助会費☆



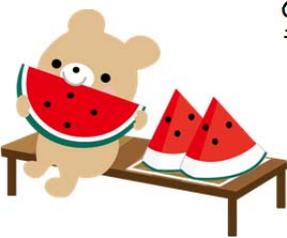
編集後記

毎年なのですが、梅の実の収穫の時期となりました。梅干、梅酒、梅ジャムなど楽しみに作っていますが、今年はなんと40キロ以上の収穫がありました。梅干20キロ、梅酒3升、あとは梅ジャムや梅甘露など毎日急かされるように作っています。暑くなってきましたので、収穫してすぐに作らなくては傷んでしまうのです。

梅干は3年後、梅酒は1年後を楽しみにしています。毎年作っていますので、いまは梅干は3年もののが食事時には食卓に出ます。やっぱり3年経つと味に深みとやわらかさが出て、実家の母に贈ると、「美味しい！美味しい！」と言ってくれます。

梅酒は自分用にちよつと甘くしています。疲れた時などオンザロックにして、ねる前にひとり静かな時間を持つのも格別です。

都連副会長
川崎洋子



つくしだよりは赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています。